



2022年5月20日

各 位

会 社 名 新 明 和 工 業 株 式 会 社  
 代 表 者 名 取 締 役 社 長 五 十 川 龍 之  
 (コード番号 7224 東証プライム)  
 本 社 所 在 地 兵 庫 県 宝 塚 市 新 明 和 町 1 番 1 号  
 問 合 せ 先 法 務 部 法 務 グ ル ー プ 長 山 西 孝 到  
 (TEL 0798-56-5004)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の第98期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会参考書類その他の株主総会資料の電子提供制度が導入されることに備えるため、以下の定款変更を行うものであります。

- (1) 株主総会資料の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めることといたします。
- (2) 書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる規定を設けることといたします。
- (3) 電子提供制度の導入により不要となる株主総会資料のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）を削除することといたします。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けることといたします。

#### 2. 定款変更の内容

定款の変更内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示す）

現行定款	変更案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u>  <u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>

